

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年7月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により 付された違反点数)
20240702	現達東京タクシー株式会社 (法人番号6011701025345) 代表者 陳 大江	東京都江戸川区松島1-42-22 小松川ビル4F	本社営業所	東京都江戸川区松島1-42-22 小松川ビル4F	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第29条	令和5年12月20日、事業譲渡を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第25条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)事故の未届出(道路運送法第29条)	7	1
20240702	金澤株式会社(法人番号6011501016107) 代表者 河本 侑里香	東京都中野区南台1-1-14 石井ビル3F	東京営業所	東京都足立区西伊興4-7-22-201	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年10月4日、事業拡大をしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2
20240702	W&N株式会社(法人番号9011101089046) 代表者 田中 大和	東京都新宿区大久保2-32-19-106	東京営業所	東京都板橋区舟渡3-13-8-201	輸送施設の使用停止(120日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年9月7日、事業拡大をしたことを端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第15条第1項)、(2)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第19条の2)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(5)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(6)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(7)乗務員等台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(11)報告義務違反(運送法第94条第1項)	12	12
20240702	木更津合同タクシー株式会社(法人番号2040001050484) 代表者 中島 顯	千葉県木更津市潮見4-6	本社営業所	千葉県木更津市潮見4-6	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年1月22日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2

20240702	深谷合同タクシー有限会社 (法人番号7030002117188) 代表者 杉山 良樹	埼玉県深谷市 宮ヶ谷戸58	本社営業所	埼玉県深谷市 大字宮ヶ谷戸58	輸送施設の使用停止(70日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和6年1月23日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(6)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項)	7	7
20240702	有限会社ANK(法人番号6010702012765) 代表者 佐藤 友宏	東京都品川区 荏原6-8-16	本社営業所	東京都品川区 荏原6-8-16	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年11月9日及び令和5年11月15日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第38条第2項)、(3)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	2	2
20240709	有限会社志木合同タクシー (法人番号9030002059949) 代表者 須田 超一	埼玉県志木市 本町5-25-18	本社営業所	埼玉県朝霞市 朝志ヶ丘1-5-13	輸送施設の使用停止(30日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和6年1月25日及び令和6年2月14日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	3	3
20240717	宮原交通株式会社(法人番号1030001008212) 代表者 内海 透	埼玉県さいたま市北区宮原町3-586-2-104	本社営業所	埼玉県さいたま市北区宮原町3-586-2	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和6年3月11日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1
20240723	開進交通株式会社(法人番号4011401001292) 代表者 広村 仁載	東京都板橋区 坂下3-25-1	世田谷営業所	東京都世田谷区喜多見1-29-4	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第20条	令和6年1月31日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	5	1

20240723	国際自動車株式会社(法人番号7010901032448) 代表者 金子 尚久	東京都板橋区 坂下1-22-1 0	板橋営業所	東京都板橋区 坂下1-22-1 0	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和5年12月5日及び令和5年12月26日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第2項)、(2)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1
20240730	山手観光自動車株式会社(法人番号3030001008499) 代表者 清田 明德	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-3-20	南浦和営業所	埼玉県さいたま市南区大字大谷口字向原1460-2	輸送施設の使用停止(70日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和6年1月18日及び令和6年2月8日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	7	7
20240730	昭栄自動車株式会社(法人番号9011801008643) 代表者 武居 英一	東京都足立区中央本町2-21-6	本社営業所	東京都足立区中央本町2-21-6	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和6年2月27日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1
20240730	株式会社一字(法人番号2010601050754) 代表者 加倉井 義久	東京都墨田区東向島3-20-2	本社営業所	東京都台東区浅草6-44-8	輸送施設の使用停止(180日車)事業の停止(30日間)	道路運送車両法第50条第1項	令和4年10月25日、令和4年11月4日及び令和4年11月28日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務記録の記載事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(4)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(9)整備管理者の選任義務違反(車両法第50条第1項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	48	48

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)